

日本歯科保健医療国際協力学会規約

第一章 総則

第一条 名称 本会は歯科保健医療国際協力協議会を母体として歯科医学分野における更なる発展への一助とすべく、日本歯科保健医療国際協力学会と称する。英文略称を JAICOH (Japan Association of International Cooperation for Oral Health) とする。また、歯科保健医療国際協力協議会は本会の一部門とする。

第二条 所在地 この会の所在地は本会の理事長が指名した以下の場所を所在地とする。

住所 〒464-8651 名古屋市千種区末盛通 2-11 愛知学院大学大学院未来口腔医療研究センター国際協力部門内

第三条 目的 この会は、(1) 歯科保健医療の国際協力を推進し、そのために必要な研修および調査・研究を行う。(2) 会員相互の親睦を図り、もって世界の歯科保健医療も含めた歯科医学分野の発展向上に寄与する。(3) 歯科医学分野を目指す学生・研究者のための教育・研究・臨床の進歩に寄与する。(4) 歯科医学系の留学生の交流を促進する。(5) その他 歯科医学分野の進歩に寄与することを目的とする。

第二章 事業

第四条 事業 本会は前条の目的を達成するために次の部門を設置して事業を行う。

1. 歯科保健医療国際協力協議会部門
歯科医学に関連した NPO 団体、個人により情報交換を行うとともに親睦を図る。
2. 歯科医学系留学促進協議会部門
日本への海外からの歯科医学系の留学生の受け入れと留学生間の交流の促進等を行う
3. 歯科医学系国際協力教育促進協議会部門
歯科医学系における国際協力について大学・大学院等における教育の促進を通じて、日本の国際協力の発展の一助を図る。
4. 歯科医学系海外協力隊促進協議会部門

歯科医学系の海外協力隊等の促進とその経験者や将来参加を希望する者で情報交換を行うとともに親睦を図る。

5. 歯科医学系学生サポート部門（シーズプロジェクトを含む）
歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士を目指す学生へのサポートを行う。特に国際的な視野に立った活動について、シーズプロジェクトを通じた援助も行う。
6. 学術雑誌編集部門
学術雑誌の編集を通じて本会の会員の研究成果の発表を行うとともに海外で行われたNPOの活動や会員の海外での活動等の周知を図る。
7. 組織・広報部門
本会の活動を広く周知して新たな会員の獲得に努める。
8. 倫理ならびに会則検討部門
本会の会員の申請等に基づき倫理審査を行うとともに本会の会則の検討を行う。

第三章 会員

第五条 会員 本会の事務局に申し込みを行う。会員となる要件を以下に記述する。

1. 会員は本会の目的に賛同する者とする。
2. 会員は正会員、賛助会員とする。
3. 会員は別に定める年会費を納入する者とする。
4. 3年以上年会費が未納の場合、休会扱いとする。尚、会費未納者は議決権を有さない。
5. 退会する場合はその旨、事務局に申し出る。
6. 休会者に対して会費請求を行い支払いに応じない場合、理事長は休会者を退会とすることができる。
7. その他の特別会員として議決権を有さない学生会員、名誉会員、名誉理事、名誉理事長を置くことができる。これらの特別会員は会費の支払い義務は有さない。

第四章 役員

第六条 役員 本会は会員の中から次の役員を置く。名称を役員会とする。

1. 理事長 1名 本会を統括する
2. 副理事長 理事長を補佐する
3. 理事 本会の運営の実務を担当する

- | | |
|----------|--------------------------|
| 4. 評議員 | 本会の活動の周知を行うとともに理事を補佐する |
| 5. 監事 2名 | 本会の適切な運営を監督する |
| 6. 顧問 | 理事長の求めに応じて役員会に出席して意見を述べる |

第七条 役員を選考と職務

1. 理事長 理事長は会員の中から、自薦他薦を問わず役員会で推薦され、総会で選出する。
2. 副理事長 副理事長は会員の中から理事長の推挙によって選ばれる。
3. 理事 理事は会員の中から理事長の推挙、または会員歴5年以上の評議員の中より立候補することができ、採択は理事長により決定される。
4. 監事 監事は会員の中から理事長の推挙によって選ばれる。監事は議決権を有しない。
5. 顧問 顧問は会員の中から理事長の推挙によって選ばれる。顧問は議決権を有しない。
6. 評議員 評議員は理事長の推挙または会員歴5年以上のものは評議員に立候補することができる。
7. 学術大会の会長は会員の中から理事長の推挙によって役員会で選出する。

第八条 役員会 役員会は役員によって構成され、理事長が適時に招集し、本会の運営に関する実質的な活動を行う。

1. 役員任期は2年として理事長の任期と連動する。
2. 役員に欠員が生じた場合、補充する事が出来る。但し、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
3. 役員は再任を妨げない。
4. 総会及び役員会は、理事長がこれを招集する。

第九条 事務局 本会は理事長の趣意に従い事務局を置く。事務局の主な職務は別に定める。

第五章 総会及び学術大会

第十条 総会 総会は学術大会時に理事長が招集し、総会の議案を審議する。また、本会の運営上、臨時の総会開催を必要と認めた時には、理事長が招集し臨時総会を開催する事が出来る。

第十一条 学術大会 学術大会は年一回、会員相互の学術の発展、普及および本会の目的に沿った国際協力に関する実績の報告等を発表する。本大会は理事長

の推挙によって選ばれ、役員会で承認された学術大会の会長によって運営される。学術大会に関する詳細は別に定める。

第六章 会計

第十二条 会費 年会費は正会員五千円、賛助会員一口一万円とする。学生会員、名誉会員、名誉理事、名誉理事長は会費の納入は求めない。

第十三条 会計年度 会計年度は4月1日から始まり翌年の3月31日までとする。

第七章 会則

第十四条 会則の変更 会則の変更は役員会の同意を得、総会の承認を経なければならない。

第十五条 その他 会の運営に必要な事項は別に定めることができる。

令和5年4月1日制定